

## 障害児の支給決定について

- 1 今回の障害者自立支援法においては、障害児については、
  - (1)発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、
  - (2)乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、
  - (3)現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないこと、から、障害程度区分は設けないこととしているが、障害程度区分については今後の検討課題とされているところである。
  
- 2 このため、障害児の支給決定は、現行の取扱いを基本的にしつつ、18年10月からの取扱いは次のとおりとする。
  - ①居宅介護、児童デイサービス、短期入所の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のために、5領域10項目の調査(別紙1)を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。  
なお、短期入所については、現行の単価基準に準じて、次のとおり単価区分を適用する。

#### 短期入所の単価区分

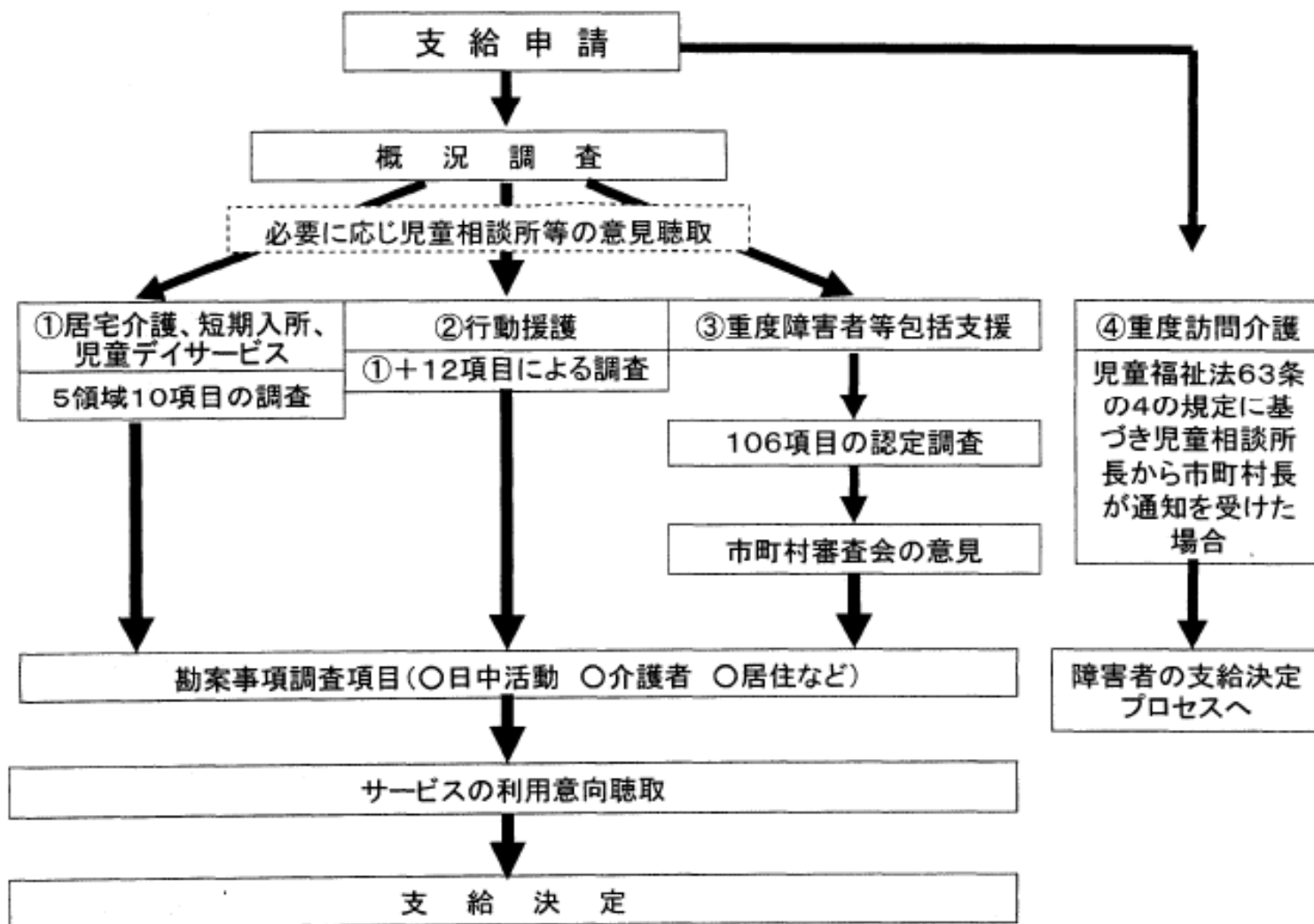
【区分1】①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ある」が1項目以上

【区分2】①～④の項目のうち「一部介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ときどきある」が1項目以上

【区分3】区分1又は2に該当しない児童で、①～⑤のうち「ある」、「ときどきある」、「一部介助」又は「全介助」が1項目以上

- ②行動援護の申請があった場合、12項目の調査等(別紙2)を行い、障害者の場合と同様、10点以上が対象となる。
- ③重度障害者等包括支援(概ね15歳以上)については、106項目(障害者の認定調査項目と同じ)の調査を行い、市町村審査会に重度障害者等包括支援の対象となることが相当であるかの意見を聴いた上で支給の要否を決定する。
- ④重度訪問介護については、15歳以上で、児童福祉法63条の4の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市町村長に通知した場合、障害者とみなし、障害者の手続きに沿って支給の要否を決定をする。

# 障害児の支給決定について



## 障害児の調査項目(5領域10項目)

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害 および精 神症状	・ある ・ときどきある	ほぼ毎日ある。 週1・2回程度以上ある。  (1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 (2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。 (3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5)再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6)他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。 また、自室に閉じこもって何もしないでいる。

\* 通常の発達において必要とされる介助等は除く。

## 行動援護の調査等項目

別紙2

	項目	判断基準
①	本人独自の表現方法を用いた意思表示。	1意思表示できる 2時々独自の方法でないと意思表示できない。 3常に独自の方法でないと意思表示できない。 4できない
②	言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解	1日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できる。 2時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できないことがある。 3常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できない。 4言葉以外の方法を用いても説明を理解できない。
③	多動または行動の停止	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
④	パニックや不安定な行動	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑤	自分の体を叩いたり傷つけたりするなどの行為	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑥	叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑦	他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日(ほぼ外出のたび)
⑧	環境の変化により、突発的に通常と違う声を出す	1ない 2希にある 3週に1回以上 4日に1回以上 5日に頻回
⑨	突然走っていなくなるような突発的行動	1ない 2希にある 3週に1回以上 4日に1回以上 5日に頻回
⑩	過食、反すう等の食事に関する行動	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑪	食べられないものを口に入れること	1ない 2ときどきある 3週に1回以上 4ほぼ毎日
⑫	てんかん発作	1月に1回以上 2週に1回以上

## 障害児の取扱いについて

対象者	サービス 重度包括 (児童サービス有)	行動援護 (児童サービス有)	重度訪問介護 (児童サービス無)	短期入所 (児童サービス有)	居宅介護・デイ (児童サービス有)
障害児	概ね 15 歳以上を対象 106 項目調査→市町村審査会で重度包括対象者相当との判定	10 項目調査 +行動援護 12 項目調査 →10 点で支給対象	—	10 項目調査 →単価区分 1～3	10 項目調査
【特別な場合】 者のサービスが必要な 15 歳以上の障害児	—	—	児童相談所長の通知 → 者と同じ手続きで対象となるかの判定	—	—